金属配線間を埋めるプラズマ成膜装置又はその部分品若しくは附属品

輸出令別表第1の7の項(16)、省令第6条第十七号オ

-	物 名: 一カー名: 及び銘柄:				バフメータ: エレクトロニク 様式:6-17- (令和6年2月	ス・貨物	
	 質	1 問事				備 考	
才(角	金属配線間の順 ラズマを用いて 装置又はその音 なまでいる・附 では、第十七号を表表している。 では、第十七号を表表している。 では、第十七号を表表している。 では、第十七号を表表している。 では、第十七号を表表している。 では、第十七号を表表している。	原間に低誘電層を空成膜するように設計形分品若しくは附属。 展品」: 他の用途にのを除く。 第十七号の柱書の「 号に該当となる機能・	『隙が生じないようにプ した装置設計した成膜	□ いいえ	はい → 部分品・附属品の場合は本体装置名を記入本体装置名 ()以下本体装置で判定	「いいえ」を選択したは、その理由を記すに(理由)	
	金属配線の隙間 深さが50ナノメ		トル未満であり、かつ、	□ いいえ←判定結果へ	□ はい		
	成膜される低誘電層は比誘電率が3.3未満か?			□ いいえ←判定結果へ	□ はい ←判定結果へ		
		判定結果		□ 非該当	□ 該当		
	該当項番			① 輸出令別表第1の7の項(16) ② 貨物等省令の条項等の番号等: 省令第6条第十七号オ			
注2:		はい 」にチェックさ	らず本体装置名を記入すれた場合は該当と判定		直、カタログ又は仕様書	書等の数値を記入す	- る。
1801	グルロス、以上り 200	37旧座の75 67	7 o				
			作 成 責 任 ⁵ 会 社	者: (作成年月日 名	年	月 日)	
			所 属・役	職			
			(フリガラ				
			氏 雷	名		———	
			₽Ē	5 台			